

20歳がスタート「国民年金」!

成人式を迎えられたみなさん、おめでとうございます。

20歳になると「国民年金」に加入しないといけないこと、ご存知ですか?

「国民年金」は、老後はもちろん、病気やケガなどで収入がとだえても、誰もが安心した生活を送れるように社会全体で支え合う制度です。

20歳になると、まず年金手帳と納付案内書が送られてきます。その年金手帳に記載された基礎年金番号は、年金を受給するときはもちろん、会社で就職するときなど、一生使いますので、大切に保管してください。

「国民年金」は、学生のみなさんにも保険料の納付が義務付けられています。「学生納付特例制度」をご利用いただく、在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができます。

また、学生以外の20歳代の方には、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予さ

れる「若年者納付猶予制度」があります。

いずれの制度も、黒潮町役場・国民年金担当窓口（佐賀総合支所総務課住基戸籍係・大方総合支所住民課住基戸籍係）にて受け付けておりますので、保険料の納付が困難な場合はご相談ください。

年金受給者のみなさんへ 「平成19年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

国民年金・厚生年金保険および共済組合などから支給される老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

社会保険業務センターでは、老齢年金などの受給者全員に「公的年金等の源泉徴収票」を送付することになっていきます（毎年1月下旬）。

この「源泉徴収票」には、平成19年中に支払われた年金の支払総額、年金から天引き

された介護保険料の金額、源泉徴収税額および控除内容などが記載されています。

確定申告の際には、この「源泉徴収票」が必要ですので、大切に保管してください。

万が一紛失された場合は、幡多社会保険事務所までご連絡ください。

なお、障害年金や遺族年金は、課税の対象となっていないため「源泉徴収票」は発行されません。

休日・時間外の年金相談のお知らせ（1月）

● 毎週月曜日は午後7時まで毎週月曜日は幡多社会保険事務所において、年金相談の受付時間を午後7時まで延長しております。（月曜日が休日の場合は翌火曜日になります。）

1月の延長日
15日（火）・21日（月）
28日（月）

● 第2土曜日は年金相談日
1月12日（土）は、幡多社会保険事務所、午前9時

30分から午後4時まで年金相談を行っております。

※年金相談の予約

幡多社会保険事務所では、第2土曜日、時間外年金相談の日につきましては、1カ月前から電話による予約を受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

○お問い合わせ

幡多社会保険事務所
☎34-1616

最低賃金「守ろう! 確かめよう! この最低賃金」

高知県下の最低賃金は次のとおりです。

（ ）内は効力発生日

- 高知県最低賃金
時間額 **622円**〔平成19年10月26日〕
- 高知県電子応用装置、電子部品・デバイス製造業最低賃金
時間額 **721円**〔平成19年12月30日〕
- 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金（車両総重量8ト以上または最大積載量5ト以上の貨物自動車の運転業務従事者）
時間額 **910円**〔平成19年6月2日〕
- 高知県道路貨物運送業最低賃金（車両総重量8ト以上または最大積載量5ト以上の貨物自動車の運転業務従事者）
時間額 **720円**〔平成19年6月2日〕

○お問い合わせ

高知労働局賃金室 ☎088-885-6024

四万十労働基準監督署 ☎35-3148

ねんきん相談

年金相談専門員が相談に応じます。

1月17日（木）

午前10時～午後3時

場所／総合センター1階

第1研修室

（佐賀庁舎前）

